

参考資料1 現行公団法における会計規定

<p>日本道路公団法 (昭和三十一年三月十四日法律第六号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(資本金)</p> <p>第四条 公団の資本金は、附則第九条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。</p> <p>2 公団は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。</p> <p>3 政府は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、予算に定める金額の範囲内で、公団に出資することができる。</p>	<p>首都高速道路公団法 (昭和三十四年四月十四日法律第三百三十三号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(資本金)</p> <p>第四条 公団の資本金は、十億円と政令で定める地方公共団体が公団の設立に際し出資する額の合計額とする。</p> <p>2 政府は、公団の設立に際し、前項の十億円を出資するものとする。</p> <p>3 公団は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。</p> <p>4 政府及び政令で定める地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。</p>	<p>阪神高速道路公団法 (昭和三十七年三月二十九日法律第四十三号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(資本金)</p> <p>第四条 公団の資本金は、二億円と政令で定める地方公共団体が公団の設立に際し出資する額の合計額とする。</p> <p>2 政府は、公団の設立に際し、前項の二億円を出資するものとする。</p> <p>3 公団は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。</p> <p>4 政府及び政令で定める地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。</p>	<p>本州四国連絡橋公団法 (昭和四十五年五月二十日法律第八十一号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(資本金)</p> <p>第四条 公団の資本金は、一億円と政令で定める地方公共団体が公団の設立に際し出資する額の合計額とする。</p> <p>2 政府は、公団の設立に際し、前項の二億円を出資するものとする。</p> <p>3 公団は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。</p> <p>4 政府及び政令で定める地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。</p>
<p>日本道路公団</p>	<p>首都高速道路公団</p>	<p>阪神高速道路公団</p>	<p>本州四国連絡橋公団</p>
<p>第四章 財務及び会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第二十一条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。</p> <p>(予算等の認可)</p> <p>第二十二条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>第五章 財務及び会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第三十二条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。</p> <p>(予算等の認可)</p> <p>第三十三条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>第五章 財務及び会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第三十二条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。</p> <p>(予算等の認可)</p> <p>第三十三条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>第五章 財務及び会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第三十四条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。</p> <p>(事業計画等の認可)</p> <p>第三十五条 公団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>第二章 管理委員会</p> <p>(権限)</p> <p>第九条 公団の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。</p>	<p>第二章 管理委員会</p> <p>(権限)</p> <p>第九条 公団の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。</p>	<p>第二章 管理委員会</p> <p>(権限)</p> <p>第九条 公団の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。</p>	<p>第二章 管理委員会</p> <p>(権限)</p> <p>第九条 公団の事業計画、予算及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。</p>

<p>(決算) 第二十三条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。</p> <p>(財務諸表等) 第二十四条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に、国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 公団は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。</p> <p>3 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>(決算) 第三十四条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。</p> <p>(財務諸表等) 第三十五条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 公団は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。</p> <p>3 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>4 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び第二項の決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。</p>	<p>(財務諸表等) 第三十四条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度終了後四月以内に国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 公団は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。</p> <p>3 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>4 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び第二項の決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。</p>	<p>(財務諸表等) 第三十六条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 公団は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。</p> <p>3 公団は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公示し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>4 公団は、第一項の承認を受けたときは、財務諸表及び第二項の決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。</p> <p>(基金経理) 第三十六条の二 公団は、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第十五条第一項に規定する退職金支払確保契約に関する業務(以下「退職金支払確保契約業務」という。)に係る給付のための資金を基金として管理し、当該基金に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。</p> <p>2 公団は、次の方法による場合を除くほか、退職金支払確保契約業務に係る給付のための資金を運用してはならない。</p> <p>一 国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得</p> <p>二 銀行への預金又は郵便貯金</p> <p>三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの</p>
<p>(利益及び損失の処理) 第二十五条 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をつめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。</p> <p>2 公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足</p>	<p>(利益及び損失の処理) 第三十六条 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をつめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。</p> <p>2 公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足</p>	<p>(利益及び損失の処理) 第三十五条 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をつめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。</p> <p>2 公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足</p>	<p>(利益及び損失の処理) 第三十七条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をつめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。</p> <p>2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し</p>

があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理し  
なければならない。

(借入金及び道路債券)

第二十六条 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、  
長期借入金若しくは短期借入金をし、又は道路債券を発  
行することができる。ただし、公団が、道路債券を失つ  
た者に交付するために政令で定めるところにより道路債  
券を発行し、当該道路債券の発行により新たに債務を負  
担することとなる場合における道路債券の発行について  
は、国土交通大臣の認可を受けることを要しない。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内  
に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため  
償還することができない金額に限り、国土交通大臣の認  
可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金  
は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による道路債券の債権者は、公団の  
財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を  
受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般  
の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、道路債券  
の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社  
に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条  
、第三百十条及び第三百十一条（社債管理会社の権限  
及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀  
行又は信託会社について準用する。

8 公団は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の  
借入契約に基き道路債券を引き渡す必要があるときは、  
国土交通大臣の認可を受けて、その道路債券の発行に関  
する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託会社に委  
託することができる。

9 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほ  
か、道路債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付等)

第二十七条 政府は、公団に対し長期若しくは短期の  
資金の貸付をし、又は道路債券の引受をすることができ  
る。

(債務保証)

第二十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の  
制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第  
三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範  
囲内において、道路債券に係る債務（国際復興開発銀行  
等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（

があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理し  
なければならない。

(借入金及び首都高速道路債券)

第三十七条 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、  
長期借入金若しくは短期借入金をし、又は首都高速道路  
債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内  
に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため  
償還することができない金額に限り、国土交通大臣の認  
可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金  
は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産  
について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受け  
る権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般  
の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発  
行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委  
託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条  
、第三百十条及び第三百十一条（社債管理会社の権限  
及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀  
行又は信託会社について準用する。

8 公団は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の  
借入契約に基き債券を引き渡す必要があるときは、国  
土交通大臣の認可を受けて、その債券の発行に関する事  
務の全部又は一部を外国の銀行又は信託会社に委託する  
ことができる。

9 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほ  
か、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付等)

第三十八条 政府は、公団に対し長期若しくは短期の  
資金の貸付をし、又は債券の引受をすることができ  
る。

(債務保証)

第三十八条の二 政府は、法人に対する政府の財政援  
助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）  
第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範  
囲内において、債券に係る債務（国際復興開発銀行等か  
らの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二

があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理し  
なければならない。

(借入金及び阪神高速道路債券)

第三十六条 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、  
長期借入金若しくは短期借入金をし、又は阪神高速道路  
債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内  
に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため  
償還することができない金額に限り、国土交通大臣の認  
可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金  
は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産  
について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受け  
る権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般  
の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発  
行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委  
託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条  
、第三百十条及び第三百十一条（社債管理会社の権限  
及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀  
行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほ  
か、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほ  
か、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付け等)

第三十七条 政府は、公団に対し長期若しくは短期の  
資金の貸付けをし、又は債券の引受けをすることができ  
る。

(債務保証)

第三十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の  
制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第  
三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範  
囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務（  
国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置

、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金と  
して整理しなければならない。

(借入金及び本州四国連絡橋債券)

第三十八条 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、  
長期借入金若しくは短期借入金をし、又は本州四国連絡  
橋債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内  
に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため  
償還することができないときは、その償還することがで  
きない金額に限り、国土交通大臣の認可を受けて、これ  
を借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金  
は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産  
について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受け  
る権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般  
の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発  
行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委  
託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条  
、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定  
により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほ  
か、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほ  
か、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の  
制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第  
三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範  
囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務（  
国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置

昭和二十八年法律第五十一号) 第二条の規定に基づき  
政府が保証契約をすることができる債務を除く。) につ  
いて保証することができる。

(償還計画)

第二十九条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び道  
路債券の償還計画をたてて、国土交通大臣の認可を受け  
なければならない。

(補助金)  
第三十条 政府は、予算の範囲内において、公団に対  
し、第十九条第一項第二号に掲げる業務に要する経費の  
一部を補助することができる。

(余裕金の運用)  
第三十一条 公団は、次の方法による場合を除くほか  
、業務上の余裕金を運用してはならない。  
一 国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取  
得  
二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への  
預金又は郵便貯金

(国土交通省令への委任)  
第三十三条 この法律及びこれに基づく政令に規定する  
もののほか、公団の財務及び会計に必要事項は、  
国土交通省令で定める。

十八年法律第五十一号) 第二条の規定に基づき政府が保  
証契約をすることができる債務を除く。) について保証  
することができる。

(償還計画)

第三十九条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債  
券の償還計画をたてて、国土交通大臣の認可を受けな  
ければならない。

(他の道路の新設又は改築に要する費用の負担)  
第四十条 公団は、第二十九条第一項第一号の自動車  
専用道路の新設又は改築に伴い必要を生じた他の道路の  
新設又は改築に要する費用については、政令で定めると  
ころにより、その一部を負担しなければならない。

(補助金)  
第四十一条 政府は、予算の範囲内において、公団に  
対して、第二十九条第一項第二号に掲げる業務に要する  
経費の一部を補助することができる。  
2 第四条第一項又は第四項の政令で定める地方公共  
団体は、予算の範囲内において、公団に対して第二十九  
条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する経費の  
一部を補助することができる。

(余裕金の運用)  
第四十二条 公団は、次の方法による場合を除くほか  
、業務上の余裕金を運用してはならない。  
一 国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取  
得  
二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への  
預金又は郵便貯金

(国土交通省令への委任)  
第四十四条 この法律及びこれに基づく政令に規定する  
もののほか、公団の財務及び会計に必要事項は、  
国土交通省令で定める。

に関する法律 (昭和二十八年法律第五十一号) 第二条  
の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務  
を除く。) について保証することができる。

(償還計画)

第三十九条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債  
券の償還計画をたてて、国土交通大臣の認可を受けな  
ければならない。

(他の道路の新設又は改築に要する費用の負担)  
第四十条 公団は、第二十九条第一項第一号の自動車  
専用道路の新設又は改築に伴い必要を生じた他の道路  
当該自動車専用道路が道路法第四十八条の第二項の  
規定による指定を受けた道路の部分であるときは、当該  
道路の他の部分を含む。) の新設又は改築に要する費用  
については、政令で定めるところにより、その一部を負  
担しなければならない。

(補助金)  
第四十一条 政府は、予算の範囲内において、公団に  
対して、第二十九条第一項第二号に掲げる業務に要する  
経費の一部を補助することができる。  
2 第四条第一項又は第四項の政令で定める地方公共  
団体は、予算の範囲内において、公団に対して、第二十  
九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する経費  
の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)  
第四十二条 公団は、次の方法による場合を除くほか  
、業務上の余裕金を運用してはならない。  
一 国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取  
得  
二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への  
預金又は郵便貯金

(国土交通省令への委任)  
第四十四条 この法律及びこれに基づく政令に規定す  
るもののほか、公団の財務及び会計に必要事項は、  
国土交通省令で定める。

に関する法律 (昭和二十八年法律第五十一号) 第二条  
の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務  
を除く。) について保証することができる。

(償還計画)

第四十条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券  
の償還計画をたてて、国土交通大臣の認可を受けな  
ければならない。

(財産の処分等の制限)  
第四十二条 公団は、国土交通省令で定める重要な財  
産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは  
、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)  
第四十一条 公団は、次の方法による場合を除くほか  
、業務上の余裕金(退職金支払確保契約業務に係る給付  
のための資金を除く。)を運用してはならない。  
一 国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取  
得  
二 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への  
預金又は郵便貯金

(国土交通省令への委任)  
第四十四条 この法律及びこれに基づく政令に規定す  
るもののほか、公団の財務及び会計に必要事項は、  
国土交通省令で定める。

<p>第六章 補則</p>	<p>第七章 補則</p>	<p>第七章 補則</p>	<p>第七章 雑則</p>
<p>(財務大臣との協議) 第三十九条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。 一 第四条第二項、第十九条の二、第二十二條、第二十六條第一項、第二項ただし書、第六項及び第八項並びに第二十九條の規定による認可をしようとするとき。 二 第二十四條第一項及び第三十二條の規定による承認をしようとするとき。 三 第二十条第二項及び第三十三條の規定により国土交通省令を定めようとするとき。 四 第二十一條第一号及び第二号の規定による指定をしようとするとき。</p>	<p>(財務大臣との協議) 第五十条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。 一 第四条第三項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第三十七條第一項、第二項ただし書、第六項及び第八項並びに第三十九條の規定による認可をしようとするとき。 二 第三十条第一項の基本計画を定めようとするとき。 三 第三十五條第一項及び第四十三條の規定による承認をしようとするとき。 四 第四十二條第一号及び第二号の規定による指定をしようとするとき。 五 第三十一條第二項及び第四十四條の規定により国土交通省令を定めようとするとき。</p>	<p>(財務大臣との協議) 第四十八条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。 一 第四条第三項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第三十六條第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十九條の規定による認可をしようとするとき。 二 第三十条第一項の基本計画を定めようとするとき。 三 第三十四條第一項及び第四十三條の規定による承認をしようとするとき。 四 第四十二條第一号及び第二号の規定による指定をしようとするとき。 五 第三十一條第二項及び第四十四條の規定により国土交通省令を定めようとするとき。</p>	<p>(財務大臣との協議) 第四十九条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。 一 第四条第三項、第三十三條第一項、第三十五條第一項、第三十八條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第四十条又は第四十二條の認可をしようとするとき。 二 第三十条第一項の基本計画を定め、又は変更しようとするとき。 三 第三十三條第二項又は第四十四條の国土交通省令を定めようとするとき。 四 第二十六條第一項又は第四十三條の承認をしようとするとき。 五 第四十一條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。</p>
<p>附則抄 第九条 道路整備特別措置法(昭和二十七年法律第六十九号)第三条第一項の規定により建設大臣が自ら新設し、又は改築して料金を徴収することができる道路の整備事業及び同法第七条の規定による地方公共団体に対する資金の貸付に関し、公団の成立の際現に国が有する権利及び義務(特定道路整備事業特別会計の資金運用部からの負債を含み、昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十八号)第二項の規定により特定道路整備事業特別会計から一般会計に繰りもどさなければならぬ繰入金に係る義務を除く。)は、その時に公団が承継する。 2 前項の規定により公団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際における特定道路整備事業特別会計の資産の価額から負債の金額(前項に規定する繰入金に相当する金額を除く。)を差し引いた額は</p>			<p>附則抄 第十四条 政府は、当分の間、予算の範囲内において、公団に対し、第二十九條第一項第一号の業務に要する経費に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。 2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。</p>
<p>日本道路公団法施行規則 (昭和三十一年五月十六日建設省令第十七号)</p>	<p>首都高速道路公団法施行規則 (昭和三十四年九月十九日建設省令第二十七号)</p>	<p>阪神高速道路公団法施行規則 (昭和三十七年十月三日建設省令第二十八号)</p>	<p>本州四国連絡橋公団法施行規則 (平成十二年十二月二十八日運輸省・建設省令第十七号)</p>
<p>(経理原則) 第二条 公団は、その財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。</p>	<p>(経理原則) 第二条 首都高速道路公団(以下「公団」という。)は、その財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。</p>	<p>(経理原則) 第二条 阪神高速道路公団(以下「公団」という。)は、その財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。</p>	<p>(経理原則) 第五条 公団は、その財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。</p>

<p>(勘定区分)</p> <p>第三条 公団の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。</p> <p>2 資産勘定は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分して計算する。</p> <p>3 負債勘定は、流動負債、固定負債及び特別法上の引当金等に区分し、特別法上の引当金等は、道路事業損失補てん引当金、特別道路管理引当金及び償還準備金の勘定科目を設けて計算する。</p> <p>4 資本勘定は、資本金及び剰余金に区分して計算する。</p> <p>5 資産勘定、負債勘定及び資本勘定は、必要に応じ、前三項に規定する勘定科目を細分し、又はこれらの勘定科目以外の勘定科目を設けて計算することができる。</p> <p>(予算の内容)</p> <p>第四条 公団の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。</p> <p>(予算総則)</p> <p>第五条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。</p> <p>一 翌事業年度以降にわたる債務を負担する行為についての事項ごとの限度額及び支出すべき年限並びにその必要の理由</p> <p>二 第九条第二項の規定による経費の指定</p>	<p>(勘定区分)</p> <p>第三条 公団の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。</p> <p>2 資産勘定は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分して計算する。</p> <p>3 負債勘定は、流動負債、固定負債及び特別法上の引当金等に区分し、特別法上の引当金等は、償還準備金の勘定科目を設けて計算する。</p> <p>4 資本勘定は、資本金及び剰余金に区分して計算する。</p> <p>5 資産勘定、負債勘定及び資本勘定は、必要に応じ、前三項に規定する勘定科目を細分し、又はこれらの勘定科目以外の勘定科目を設けて計算することができる。</p> <p>(予算の内容)</p> <p>第四条 公団の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。</p> <p>(予算総則)</p> <p>第五条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。</p> <p>一 翌事業年度以降にわたる債務を負担する行為についての事項ごとの限度額及び支出すべき年限並びにその必要の理由</p> <p>二 第九条第二項の規定による経費の指定</p>	<p>(勘定区分)</p> <p>第三条 公団の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。</p> <p>2 資産勘定は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分して計算する。</p> <p>3 負債勘定は、流動負債、固定負債及び特別法上の引当金等に区分し、特別法上の引当金等は、道路事業損失補てん引当金及び償還準備金の勘定科目を設けて計算する。</p> <p>4 資本勘定は、資本金及び剰余金に区分して計算する。</p> <p>5 資産勘定、負債勘定及び資本勘定は、必要に応じ、前三項に規定する勘定科目を細分し、又はこれらの勘定科目以外の勘定科目を設けて計算することができる。</p> <p>(予算の内容)</p> <p>第四条 公団の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。</p> <p>(予算総則)</p> <p>第五条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。</p> <p>一 翌事業年度以降にわたる債務を負担する行為についての事項ごとの限度額及び支出すべき年限並びにその必要の理由</p> <p>二 第九条第二項の規定による経費の指定</p>	<p>(経理区分)</p> <p>第六条 公団の経理については、法第三十六条の二第一項に規定する基金に係る経理とその他の経理(次項において「一般経理」という。)とを区分して整理しなければならない。</p> <p>2 一般経理については、内訳として第一号の業務に係る経理と第二号の業務に係る経理に区分して整理しなければならない。</p> <p>一 法第二十九条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号口の業務並びに同項第四号、第七号(退職金支払確保契約業務に係る給付のための資金の管理に係る部分を除く。)、第八号及び第九号イ並びに同条第二項の業務のうち道路に係るもの</p> <p>二 法第二十九条第一項第二号、第三号及び第九号ハの業務並びに同項第四号、第七号(退職金支払確保契約業務に係る給付のための資金の管理に係る部分を除く。)、第八号及び第九号イ並びに同条第二項の業務のうち鉄道施設に係るもの</p> <p>(勘定区分)</p> <p>第七条 公団の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。</p> <p>2 資産勘定は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分して計算する。</p> <p>3 負債勘定は、流動負債、固定負債及び特別法上の引当金等に区分し、特別法上の引当金等は、鉄道施設管理引当金及び償還準備金の勘定科目を設けて計算する。</p> <p>4 資本勘定は、資本金及び剰余金に区分して計算する。</p> <p>5 資産勘定、負債勘定及び資本勘定は、必要に応じ、前三項に規定する勘定科目を細分し、又はこれらの勘定科目以外の勘定科目を設けて計算することができる。</p> <p>(予算の内容)</p> <p>第八条 公団の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。</p> <p>(予算総則)</p> <p>第九条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。</p> <p>一 第十三条の規定による債務を負担する行為についての事項ごとの限度額及び支出すべき年限並びにその必要の理由</p> <p>二 第十四条第二項の規定による経費の指定</p>
---	---	---	--

<p>三 第十条第一項ただし書の規定による経費の指定</p> <p>四 長期借入金、借入及び道路債券の発行の限度額</p> <p>五 その他予算の実施に關し必要な事項</p>	<p>三 第十条第一項ただし書の規定による経費の指定</p> <p>四 長期借入金、借入及び首都高速道路債券の発行の限度額</p> <p>五 その他予算の実施に關し必要な事項</p>	<p>三 第十条第一項ただし書の規定による経費の指定</p> <p>四 長期借入金、借入及び阪神高速道路債券の発行の限度額</p> <p>五 その他予算の実施に關し必要な事項</p>	<p>三 第十五条第一項ただし書の規定による経費の指定</p> <p>四 長期借入金、借入及び本州四国連絡橋債券の発行の限度額</p> <p>五 その他予算の実施に關し必要な事項</p>
<p>(収入支出予算)</p> <p>第六条 毎事業年度における公団のすべての収入及び支出は、収入支出予算に計上しなければならない。</p> <p>2 前項の収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。</p>	<p>(収入支出予算)</p> <p>第六条 毎事業年度における公団のすべての収入及び支出は、収入支出予算に計上しなければならない。</p> <p>2 前項の収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。</p>	<p>(収入支出予算)</p> <p>第六条 毎事業年度における公団のすべての収入及び支出は、収入支出予算に計上しなければならない。</p> <p>2 前項の収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。</p>	<p>(収入支出予算)</p> <p>第十条 毎事業年度における公団のすべての収入及び支出は、収入支出予算に計上しなければならない。</p> <p>2 前項の収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。</p>
<p>(予算の添付書類)</p> <p>第七条 公団は、法第二十一条の規定により予算について国土交通大臣の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添附して提出しなければならない。ただし、予算について変更の認可を受けようとするときは、第一号の書類は、添附することを要しない。</p> <p>一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書</p> <p>二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書</p> <p>三 その他予算の参考となる書類</p>	<p>(予算の添付書類)</p> <p>第七条 公団は、法第三十三条第一項の規定により予算について国土交通大臣の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添附して提出しなければならない。ただし、予算について変更の認可を受けようとするときは、第一号の書類は、添附することを要しない。</p> <p>一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書</p> <p>二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書</p> <p>三 その他予算の参考となる書類</p>	<p>(予算の添付書類)</p> <p>第七条 公団は、法第三十三条第一項の規定により予算について国土交通大臣の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添附して提出しなければならない。ただし、予算について変更の認可を受けようとするときは、第一号の書類は、添附することを要しない。</p> <p>一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書</p> <p>二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書</p> <p>三 その他予算の参考となる書類</p>	<p>(予算等の添付書類)</p> <p>第十一条 公団は、法第三十五条第一項の認可を受けようとするときは、事業計画、予算及び資金計画に、次に掲げる書類を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書</p> <p>二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書</p> <p>三 その他当該事業計画、予算及び資金計画の参考となる書類</p> <p>2 公団は、法第三十五条第一項の変更の認可を受けようとするときは、当該変更の内容及び理由を明らかにした書類に、当該変更に係る前項各号の書類を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。</p>
<p>(予備費)</p> <p>第八条 予見することができない事由による支出予算の不足を補つため、公団の収入支出予算に予備費を設けることができる。</p> <p>2 公団は、予備費を使用したときは、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調査をもつてするものとする。</p>	<p>(予備費)</p> <p>第八条 予見することができない事由による支出予算の不足を補つため、公団の収入支出予算に予備費を設けることができる。</p> <p>2 公団は、予備費を使用したときは、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調査をもつてするものとする。</p>	<p>(予備費)</p> <p>第八条 予見することができない事由による支出予算の不足を補つため、公団の収入支出予算に予備費を設けることができる。</p> <p>2 公団は、予備費を使用したときは、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調査をもつてするものとする。</p>	<p>(予備費)</p> <p>第十二条 予見することができない事由による支出予算の不足を補つため、公団の収入支出予算に予備費を設けることができる。</p> <p>2 公団は、予備費を使用したときは、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調査をもつてするものとする。</p> <p>(債務を負担する行為)</p> <p>第十三条 公団は、法律に基づくもの又は支出予算の金額の範囲内におけるものほか、法第二十九条に規定する業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国土交通大臣の認可を受けた金額の範囲内において、翌年度以降にわたる債務を負担する行為をすることができる。</p>
<p>(予算の流用等)</p> <p>第九条 公団は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第六条第二項の規定による区分にかかわらず、彼此流用することができる。</p>	<p>(予算の流用等)</p> <p>第九条 公団は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第六条第二項の規定による区分にかかわらず、彼此流用することができる。</p>	<p>(予算の流用等)</p> <p>第九条 公団は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第六条第二項の規定による区分にかかわらず、彼此流用することができる。</p>	<p>(予算の流用等)</p> <p>第十四条 公団は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第十条第二項の規定による区分にかかわらず、相互に流用することができる。</p>

2 公団は、予算で指定する経費の金額については、国土交通大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

3 公団は、前項の規定による承認を受けようとするときは、予算の流用にあつてはその理由及び金額を明らかにした調査を、予備費の使用にあつてはその理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調査を国土交通大臣に提出しなければならない。

(予算の繰越)

第十条 公団は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終わらなかつたものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

2 公団は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度末までに、事項ごとに繰越を必要とする理由及び金額を明らかにした調査を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による繰越をしたときは、支出予算と同一の区分により、次に掲げる事項を記載した調査を作成し、翌事業年度の五月三十一日までに、国土交通大臣に送付しなければならない。

一 繰越に係る経費の予算現額

二 前号の経費の予算現額のうち支出決定をした額

三 第一号の経費の予算現額のうち翌事業年度に繰越をした額

四 第一号の経費の予算現額のうち不用となつた額

(収入支出等の報告)

第十一条 公団は、毎月、収入及び支出については、第六条第二項に規定する区分に従い、その金額を明らかにした報告書により、翌事業年度以降にわたる債務を負担する行為については、事項ごとにその負担した債務の金額及び支出すべき年限を明らかにした報告書により、翌月末日までに、国土交通大臣に報告しなければならない。

(決算報告書)

第十二条 法第二十四条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第五条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

2 公団は、予算で指定する経費の金額については、国土交通大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

3 公団は、前項の規定による承認を受けようとするときは、予算の流用にあつてはその理由及び金額を明らかにした調査を、予備費の使用にあつてはその理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調査を国土交通大臣に提出しなければならない。

(予算の繰越)

第十条 公団は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終わらなかつたものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

2 公団は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度末までに、事項ごとに繰越を必要とする理由及び金額を明らかにした調査を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による繰越をしたときは、支出予算と同一の区分により、次に掲げる事項を記載した調査を作成し、翌事業年度の五月三十一日までに、国土交通大臣に送付しなければならない。

一 繰越に係る経費の予算現額

二 前号の予算現額のうち支出決定をした額

三 第一号の予算現額のうち翌事業年度に繰越をした額

四 第一号の予算現額のうち不用となつた額

(収入支出等の報告)

第十一条 公団は、毎月、収入及び支出については、第六条第二項に規定する区分に従い、その金額を明らかにした報告書により、翌事業年度以降にわたる債務を負担する行為については、事項ごとにその負担した債務の金額及び支出すべき年限を明らかにした報告書により、翌月末日までに、国土交通大臣に報告しなければならない。

(決算報告書)

第十二条 法第二十五条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第五条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

2 公団は、予算で指定する経費の金額については、国土交通大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

3 公団は、前項の規定による承認を受けようとするときは、予算の流用にあつてはその理由及び金額を明らかにした調査を、予備費の使用にあつてはその理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調査を国土交通大臣に提出しなければならない。

(予算の繰越)

第十条 公団は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終わらなかつたものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

2 公団は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度末までに、事項ごとに繰越を必要とする理由及び金額を明らかにした調査を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による繰越をしたときは、支出予算と同一の区分により、次に掲げる事項を記載した調査を作成し、翌事業年度の五月三十一日までに、国土交通大臣に送付しなければならない。

一 繰越に係る経費の予算現額

二 前号の予算現額のうち支出決定をした額

三 第一号の予算現額のうち翌事業年度に繰越をした額

四 第一号の予算現額のうち不用となつた額

(収入支出等の報告)

第十一条 公団は、毎月、収入及び支出については、第六条第二項に規定する区分に従い、その金額を明らかにした報告書により、翌事業年度以降にわたる債務を負担する行為については、事項ごとにその負担した債務の金額及び支出すべき年限を明らかにした報告書により、翌月末日までに、国土交通大臣に報告しなければならない。

(決算報告書)

第十二条 法第三十四条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第五条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

2 公団は、予算で指定する経費の金額については、国土交通大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

3 公団は、前項の規定による承認を受けようとするときは、予算の流用にあつてはその理由及び金額を明らかにした調査を、予備費の使用にあつてはその理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調査を国土交通大臣に提出しなければならない。

(予算の繰越)

第十五条 公団は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出の決定を終わらなかつたものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

2 公団は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度末までに、事項ごとに繰越を必要とする理由及び金額を明らかにした調査を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による繰越をしたときは、支出予算と同一の区分により、次に掲げる事項を記載した調査を作成し、翌事業年度の五月三十一日までに、国土交通大臣に送付しなければならない。

一 繰越に係る経費の予算現額

二 前号の予算現額のうち支出決定をした額

三 第一号の予算現額のうち翌事業年度に繰り越した額

四 第一号の予算現額のうち不用となつた額

(収入支出等の報告)

第十六条 公団は、毎月、収入及び支出については、第十条第二項に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、第十三条の規定により負担した債務については事項ごとにその負担した債務の金額及び支出すべき年限を明らかにした報告書により、翌月末日までに、国土交通大臣に報告しなければならない。

(決算報告書)

第十八条 法第三十六条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第九条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

<p>(収入支出決算書)</p> <p>第十三条 前条第一項の収入支出決算書には、収入支出予算と同一の区分により、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 収入</p> <p>イ 収入予算額</p> <p>ロ 収入決定済額</p> <p>ハ 収入予算額と収入決定済額との差額</p> <p>二 支出</p> <p>イ 支出予算額</p> <p>ロ 前事業年度からの繰越額</p> <p>ハ 予備費使用額</p> <p>ニ 流用増減額</p> <p>ホ 支出決定済額</p> <p>ヘ 翌事業年度への繰越額</p> <p>ト 不用額</p> <p>(債務に関する計算書)</p> <p>第十四条 第十二条第一項の債務に関する計算書には、公団の債務について、債務の種類ごとに、前事業年度末における債務額及び当該事業年度に負担した債務額に区分して、当該事業年度において、それらについて償還し又は支出した金額及び残額を記載しなければならない。</p> <p>(附属明細書)</p> <p>第十五条 法第二十四条第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 出資者及び出資額の明細(政府の出資に係る国の会計区分、当該事業年度における出資者ごとの出資額の増減状況及び政府の出資に係る根拠法の規定を含む。)</p> <p>二 次に掲げる主な資産及び負債の明細</p> <p>イ 長期借入金(財政融資資金又は産業投資特別会計からの借入金(次条において「財政融資資金等借入金」という。))がある場合には、その旨)及び借入先ごとの当該事業年度における増減状況を含む。)</p> <p>ロ 債券の明細(銘柄(政府保証債を発行している場合にはその旨、政府引受債を発行している場合にはその旨及び引受先)及び銘柄)ごとの当該事業年度における増減状況を含む。)</p> <p>ハ 引当金及び特別法上の引当金等の明細(引当金等の種類ごとの当該事業年度における増減状況を含む。)</p> <p>ニ 現金及び預金、原材料、貯蔵品、未収収益、未収金、事業資産その他の主な資産の明細</p> <p>ホ 短期借入金、未払金、未払費用その他の主な負債の明細</p>	<p>(収入支出決算書)</p> <p>第十三条 前条第一項の収入支出決算書には、収入支出予算と同一の区分により、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 収入</p> <p>イ 収入予算額</p> <p>ロ 収入決定済額</p> <p>ハ 収入予算額と収入決定済額との差額</p> <p>二 支出</p> <p>イ 支出予算額</p> <p>ロ 前事業年度からの繰越額</p> <p>ハ 予備費使用額</p> <p>ニ 流用増減額</p> <p>ホ 支出決定済額</p> <p>ヘ 翌事業年度への繰越額</p> <p>ト 不用額</p> <p>(債務に関する計算書)</p> <p>第十四条 第十二条第一項の債務に関する計算書には、公団の債務について、債務の種類ごとに、前事業年度末における債務額及び当該事業年度に負担した債務額に区分して、当該事業年度において、それらについて償還し又は支出した金額及び残額を記載しなければならない。</p> <p>(附属明細書)</p> <p>第十五条 法第二十五条第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 出資者及び出資額の明細(政府の出資に係る国の会計区分、当該事業年度における出資者ごとの出資額の増減状況及び政府等の出資に係る根拠法の規定を含む。)</p> <p>二 次に掲げる主な資産及び負債の明細</p> <p>イ 長期借入金(財政融資資金又は産業投資特別会計からの借入金(次条において「財政融資資金等借入金」という。))がある場合には、その旨)及び借入先ごとの当該事業年度における増減状況を含む。)</p> <p>ロ 債券の明細(銘柄(政府保証債を発行している場合にはその旨、政府引受債を発行している場合にはその旨及び引受先)及び銘柄)ごとの当該事業年度における増減状況を含む。)</p> <p>ハ 引当金及び特別法上の引当金等の明細(引当金等の種類ごとの当該事業年度における増減状況を含む。)</p> <p>ニ 現金及び預金、原材料、貯蔵品、未収収益、未収金、事業資産その他の主な資産の明細</p> <p>ホ 短期借入金、未払金、未払費用その他の主な負債の明細</p>	<p>(収入支出決算書)</p> <p>第十三条 前条第一項の収入支出決算書には、収入支出予算と同一の区分により、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 収入</p> <p>イ 収入予算額</p> <p>ロ 収入決定済額</p> <p>ハ 収入予算額と収入決定済額との差額</p> <p>二 支出</p> <p>イ 支出予算額</p> <p>ロ 前事業年度からの繰越額</p> <p>ハ 予備費使用額</p> <p>ニ 流用増減額</p> <p>ホ 支出決定済額</p> <p>ヘ 翌事業年度への繰越額</p> <p>ト 不用額</p> <p>(債務に関する計算書)</p> <p>第十四条 第十二条第一項の債務に関する計算書には、翌事業年度以降にわたる債務を負担する行為についての事項ごとに、前事業年度末における負担した債務の残額、当該事業年度に負担した債務の金額、当該事業年度においてそれらについて支出した金額及び当該事業年度末における負担した債務の残額を記載しなければならない。</p> <p>(附属明細書)</p> <p>第十五条 法第三十四条第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 出資者及び出資額の明細(政府の出資に係る国の会計区分、当該事業年度における出資者ごとの出資額の増減状況及び政府等の出資に係る根拠法の規定を含む。)</p> <p>二 次に掲げる主な資産及び負債の明細</p> <p>イ 長期借入金(財政融資資金又は産業投資特別会計からの借入金(次条において「財政融資資金等借入金」という。))がある場合には、その旨)及び借入先ごとの当該事業年度における増減状況を含む。)</p> <p>ロ 債券の明細(銘柄(政府保証債を発行している場合にはその旨、政府引受債を発行している場合にはその旨及び引受先)及び銘柄)ごとの当該事業年度における増減状況を含む。)</p> <p>ハ 引当金及び特別法上の引当金等の明細(引当金等の種類ごとの当該事業年度における増減状況を含む。)</p> <p>ニ 現金及び預金、原材料、貯蔵品、未収収益、未収金、事業資産その他の主な資産の明細</p> <p>ホ 短期借入金、未払金、未払費用その他の主な負債の明細</p>	<p>(収入支出決算書)</p> <p>第十九条 前条第一項の収入支出決算書には、収入支出予算と同一の区分により、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 収入</p> <p>イ 収入予算額</p> <p>ロ 収入決定済額</p> <p>ハ 収入予算額と収入決定済額との差額</p> <p>二 支出</p> <p>イ 支出予算額</p> <p>ロ 前事業年度からの繰越額</p> <p>ハ 予備費使用額</p> <p>ニ 流用増減額</p> <p>ホ 支出決定済額</p> <p>ヘ 翌事業年度への繰越額</p> <p>ト 不用額</p> <p>(債務に関する計算書)</p> <p>第二十条 第十八条第一項の債務に関する計算書には、公団の債務について、債務の種類ごとに、前事業年度末における債務額及び当該事業年度に負担した債務額に区分して、当該事業年度において、それらについて償還し、又は支出した金額及び残額を記載しなければならない。</p> <p>(附属明細書)</p> <p>第二十一条 法第三十六条第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 出資者及び出資額の明細(政府の出資に係る国の会計区分、当該事業年度における出資者ごとの出資額の増減状況及び政府等の出資に係る根拠法の規定を含む。)</p> <p>二 次に掲げる主な資産及び負債の明細</p> <p>イ 長期借入金(借入先(財政融資資金等借入金がある場合には、その旨)及び借入先ごとの当該事業年度における増減状況を含む。)</p> <p>ロ 債券の明細(銘柄(政府保証債を発行している場合にはその旨、政府引受債を発行している場合にはその旨及び引受先)及び銘柄)ごとの当該事業年度における増減状況を含む。)</p> <p>ハ 引当金及び特別法上の引当金等の明細(引当金等の種類ごとの当該事業年度における増減状況を含む。)</p> <p>ニ 現金及び預金、原材料、貯蔵品、未収・収益、未収金、事業資産その他の主な資産の明細</p> <p>ホ 短期借入金、未払金、未払費用その他の主な負債の明細</p> <p>三 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細</p>
--	---	---	---

<p>三 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細</p> <p>四 公団が議決権の過半数を事実的に所有している会社（以下この条において「子会社」という。公団及び子会社又は子会社が他の会社の議決権の過半数を事実的に所有している場合における当該他の会社も、また、公団の子会社とみなす。）及び公団（公団が子会社を有する場合は、当該子会社を含む。）が会社の議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を事実的に所有し、かつ、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社（以下この条において「関連会社」という。）の株式の明細として次に掲げる事項</p> <p>イ 子会社及び関連会社（以下この条及び次条において「関係会社」という。）の名称</p> <p>ロ 一株の金額</p> <p>ハ 所有株数</p> <p>ニ 取得価額</p> <p>ホ 貸借対照表計上額</p> <p>ヘ 当該事業年度における増減状況</p> <p>五 出資先団体に対する出資金の明細</p> <p>六 関係会社に対する債権及び債務の明細</p> <p>七 国庫補助金等の名称、国の会計区分並びに国庫補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連勘定科目との関係についての説明を含む。）</p> <p>八 次に掲げる主な費用及び収益の明細</p> <p>イ 役員及び職員の給与費の明細</p> <p>ロ 公団の業務の一部又は公団の業務に関連する事業を行う公益法人等で、公団が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（次条において「関連公益法人」という。）の基本財産に対する出えん、寄付等の明細</p> <p>ハ その他公団の事業の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細</p> <p>（事業報告書）</p> <p>第十六条 法第二十四条第三項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 公団の概要として次に掲げる事項</p> <p>イ 事業内容</p> <p>ロ 主たる事務所及び従たる事務所の所在地</p> <p>ハ 資本金及び政府の出資額並びに当該事業年度における資本金及び政府の出資額の増減</p> <p>ニ 役員の数並びに氏名、役職、任期及び経歴</p> <p>ホ 職員の数及び当該事業年度における定数の増減</p> <p>ヘ 根拠法</p> <p>ト 主務大臣</p>	<p>三 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細</p> <p>四 公団が議決権の過半数を事実的に所有している会社（以下この条において「子会社」という。公団及び子会社又は子会社が他の会社の議決権の過半数を事実的に所有している場合における当該他の会社も、また、公団の子会社とみなす。）及び公団（公団が子会社を有する場合は、当該子会社を含む。）が会社の議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を事実的に所有し、かつ、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社（以下この条において「関連会社」という。）の株式の明細として次に掲げる事項</p> <p>イ 子会社及び関連会社（以下この条及び次条において「関係会社」という。）の名称</p> <p>ロ 一株の金額</p> <p>ハ 所有株数</p> <p>ニ 取得価額</p> <p>ホ 貸借対照表計上額</p> <p>ヘ 当該事業年度における増減状況</p> <p>五 出資先団体に対する出資金の明細</p> <p>六 関係会社に対する債権及び債務の明細</p> <p>七 国庫補助金等の名称、国の会計区分並びに国庫補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連勘定科目との関係についての説明を含む。）</p> <p>八 次に掲げる主な費用及び収益の明細</p> <p>イ 役員及び職員の給与費の明細</p> <p>ロ 公団の業務の一部又は公団の業務に関連する事業を行う公益法人等で、公団が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（次条において「関連公益法人」という。）の基本財産に対する出えん、寄付等の明細</p> <p>ハ その他公団の事業の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細</p> <p>（事業報告書）</p> <p>第三十五条第三項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 公団の概要として次に掲げる事項</p> <p>イ 事業内容</p> <p>ロ 主たる事務所及び従たる事務所の所在地</p> <p>ハ 資本金及び政府の出資額並びに当該事業年度における資本金及び政府の出資額の増減</p> <p>ニ 役員の数並びに氏名、役職、任期及び経歴</p> <p>ホ 職員の数及び当該事業年度における定数の増減</p> <p>ヘ 根拠法</p> <p>ト 主務大臣</p>	<p>三 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細</p> <p>四 公団が議決権の過半数を事実的に所有している会社（以下この条において「子会社」という。公団及び子会社又は子会社が他の会社の議決権の過半数を事実的に所有している場合における当該他の会社も、また、公団の子会社とみなす。）及び公団（公団が子会社を有する場合は、当該子会社を含む。）が会社の議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を事実的に所有し、かつ、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社（以下この条において「関連会社」という。）の株式の明細として次に掲げる事項</p> <p>イ 子会社及び関連会社（以下この条及び次条において「関係会社」という。）の名称</p> <p>ロ 一株の金額</p> <p>ハ 所有株数</p> <p>ニ 取得価額</p> <p>ホ 貸借対照表計上額</p> <p>ヘ 当該事業年度における増減状況</p> <p>五 出資先団体に対する出資金の明細</p> <p>六 関係会社に対する債権及び債務の明細</p> <p>七 国庫補助金等の名称、国の会計区分並びに国庫補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連勘定科目との関係についての説明を含む。）</p> <p>八 次に掲げる主な費用及び収益の明細</p> <p>イ 役員及び職員の給与費の明細</p> <p>ロ 公団の業務の一部又は公団の業務に関連する事業を行う公益法人等で、公団が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（次条において「関連公益法人」という。）の基本財産に対する出えん、寄付等の明細</p> <p>ハ その他公団の事業の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細</p> <p>（事業報告書）</p> <p>第三十四条第三項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 公団の概要として次に掲げる事項</p> <p>イ 事業内容</p> <p>ロ 主たる事務所及び従たる事務所の所在地</p> <p>ハ 資本金及び政府の出資額並びに当該事業年度における資本金及び政府の出資額の増減</p> <p>ニ 役員の数並びに氏名、役職、任期及び経歴</p> <p>ホ 職員の数及び当該事業年度における定数の増減</p> <p>ヘ 根拠法</p> <p>ト 主務大臣</p>	<p>四 関係会社の株式の明細として次に掲げる事項</p> <p>イ 関係会社の名称</p> <p>ロ 一株の金額</p> <p>ハ 所有株数</p> <p>ニ 取得価額</p> <p>ホ 貸借対照表計上額</p> <p>ヘ 当該事業年度における増減状況</p> <p>五 出資先団体に対する出資金の明細</p> <p>六 関係会社に対する債権及び債務の明細</p> <p>七 国庫補助金等の名称、国の会計区分並びに国庫補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連勘定科目との関係についての説明を含む。）</p> <p>八 次に掲げる主な費用及び収益の明細</p> <p>イ 役員及び職員の給与費の明細</p> <p>ロ 関係公益法人の基本財産に対する出えん、寄付等の明細</p> <p>ハ その他公団の事業の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細</p> <p>（事業報告書）</p> <p>第十七条 法第三十六条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 公団の概要として次に掲げる事項</p> <p>イ 事業内容</p> <p>ロ 主たる事務所及び従たる事務所の所在地</p> <p>ハ 資本金及び政府の出資額並びに当該事業年度における資本金及び政府の出資額の増減</p> <p>ニ 役員の数並びに氏名、役職、任期及び経歴</p> <p>ホ 職員の数及び当該事業年度における定数の増減</p> <p>ヘ 根拠法</p> <p>ト 主務大臣</p>
---	---	---	---

<p>チ 沿革</p> <p>リ その他必要な事項</p> <p>二 当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況（借入先及び借入金額並びに財政融資資金等借入金及び国庫補助金等の状況を含む。）</p> <p>三 関係会社及び関連公益法人の概況（公団との関係を示す系統図を含む。）</p> <p>四 関係会社の概要として次に掲げる事項</p> <p>イ 名称</p> <p>ロ 事業内容</p> <p>ハ 主たる事務所及び従たる事務所の所在地</p> <p>ニ 資本金</p> <p>ホ 代表者の氏名</p> <p>ヘ 役員数</p> <p>ト 従業員数</p> <p>チ 公団の持株比率その他の公団との関係の内容</p> <p>五 関連公益法人の概要として次に掲げる事項</p> <p>イ 名称</p> <p>ロ 事業内容</p> <p>ハ 主たる事務所及び従たる事務所の所在地</p> <p>ニ 基本財産</p> <p>ホ 代表者の氏名</p> <p>ヘ 役員数</p> <p>ト 職員数</p> <p>チ 公団との関係の内容</p> <p>六 公団が対処すべき課題</p>	<p>チ 管理委員会に関する事項</p> <p>リ 沿革</p> <p>又 その他必要な事項</p> <p>二 当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況（借入先及び借入金額並びに財政融資資金等借入金及び国庫補助金等の状況を含む。）</p> <p>三 関係会社及び関連公益法人の概況（公団との関係を示す系統図を含む。）</p> <p>四 関係会社の概要として次に掲げる事項</p> <p>イ 名称</p> <p>ロ 事業内容</p> <p>ハ 主たる事務所及び従たる事務所の所在地</p> <p>ニ 資本金</p> <p>ホ 代表者の氏名</p> <p>ヘ 役員数</p> <p>ト 従業員数</p> <p>チ 公団の持株比率その他の公団との関係の内容</p> <p>五 関連公益法人の概要として次に掲げる事項</p> <p>イ 名称</p> <p>ロ 事業内容</p> <p>ハ 主たる事務所及び従たる事務所の所在地</p> <p>ニ 基本財産</p> <p>ホ 代表者の氏名</p> <p>ヘ 役員数</p> <p>ト 職員数</p> <p>チ 公団との関係の内容</p> <p>六 公団が対処すべき課題</p>	<p>チ 管理委員会に関する事項</p> <p>リ 沿革</p> <p>又 その他必要な事項</p> <p>二 当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況（借入先及び借入金額並びに財政融資資金等借入金及び国庫補助金等の状況を含む。）</p> <p>三 関係会社及び関連公益法人の概況（公団との関係を示す系統図を含む。）</p> <p>四 関係会社の概要として次に掲げる事項</p> <p>イ 名称</p> <p>ロ 事業内容</p> <p>ハ 主たる事務所及び従たる事務所の所在地</p> <p>ニ 資本金</p> <p>ホ 代表者の氏名</p> <p>ヘ 役員数</p> <p>ト 従業員数</p> <p>チ 公団の持株比率その他の公団との関係の内容</p> <p>五 関連公益法人の概要として次に掲げる事項</p> <p>イ 名称</p> <p>ロ 事業内容</p> <p>ハ 主たる事務所及び従たる事務所の所在地</p> <p>ニ 基本財産</p> <p>ホ 代表者の氏名</p> <p>ヘ 役員数</p> <p>ト 職員数</p> <p>チ 公団との関係の内容</p> <p>六 公団が対処すべき課題</p>	<p>チ 管理委員会に関する事項</p> <p>リ 沿革</p> <p>又 その他必要な事項</p> <p>二 当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況（借入先及び借入金額並びに財政融資資金又は産業投資特別会計からの借入金（第二十一条において「財政融資資金等借入金」という。）及び国庫補助金等の状況を含む。）</p> <p>三 公団が議決権の過半数を事実的に所有している会社（以下この条において「子会社」という。公団及び子会社又は子会社が他の会社の議決権の過半数を事実的に所有している場合における当該他の会社も、また、公団の子会社とみなす。）</p> <p>四 公団が子会社を有する場合は、当該子会社を含む。）が会社の議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を事実的に所有し、かつ、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社（以下この条において「関連会社」という。）並びに公団の業務の一部又は公団の業務に関連する事業を行う公益法人等で、公団が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下この条及び第二十一条において「関連公益法人」という。）の概況（公団との関係を示す系統図を含む。）</p> <p>四 子会社及び関連会社（第二十一条において「関係会社」という。）の概要として次に掲げる事項</p> <p>イ 名称</p> <p>ロ 事業内容</p> <p>ハ 主たる事務所及び従たる事務所の所在地</p> <p>ニ 資本金</p> <p>ホ 代表者の氏名</p> <p>ヘ 役員数</p> <p>ト 従業員数</p> <p>チ 公団の持株比率その他の公団との関係の内容</p> <p>五 関連公益法人の概要として次に掲げる事項</p> <p>イ 名称</p> <p>ロ 事業内容</p> <p>ハ 主たる事務所及び従たる事務所の所在地</p> <p>ニ 基本財産</p> <p>ホ 代表者の氏名</p> <p>ヘ 役員数</p> <p>ト 職員数</p> <p>チ 公団との関係の内容</p> <p>六 公団が対処すべき課題</p>
<p>（借入金の認可）</p> <p>第十八条 公団は、法第二十六条第一項の規定により長期借入金又は短期借入金の借入の認可を受けようとする</p>	<p>（借入金の認可）</p> <p>第十八条 公団は、法第二十七条第一項の規定により長期借入金又は短期借入金の借入の認可を受けようとする</p>	<p>（借入金の認可）</p> <p>第十八条 公団は、法第三十六条第一項の規定により長期借入金又は短期借入金の借入の認可を受けようとする</p>	<p>（借入金の認可）</p> <p>第二十三条 公団は、法第三十八条第一項の規定により長期借入金又は短期借入金の借入れの認可を受けようとする</p>

<p>るときは、借入の日の二十日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 借入を必要とする理由</li> <li>二 借入金の額</li> <li>三 借入先</li> <li>四 借入金の利率</li> <li>五 借入金の償還の方法及び期限</li> <li>六 利息の支払の方法</li> <li>七 その他必要な事項</li> </ol>	<p>るときは、借入の日の二十日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 借入を必要とする理由</li> <li>二 借入金の額</li> <li>三 借入先</li> <li>四 借入金の利率</li> <li>五 借入金の償還の方法及び期限</li> <li>六 利息の支払の方法</li> <li>七 その他必要な事項</li> </ol>	<p>るときは、借入の日の二十日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 借入を必要とする理由</li> <li>二 借入金の額</li> <li>三 借入先</li> <li>四 借入金の利率</li> <li>五 借入金の償還の方法及び期限</li> <li>六 利息の支払の方法</li> <li>七 その他必要な事項</li> </ol>	<p>(会計規程) 第十九条 公団は、その事業の能率的な運営と予算の適正な実施を図るため、その財務及び会計に関し、国土交通大臣の認可を受けて会計規程を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(会計規程) 第十九条 公団は、その事業の能率的な運営と予算の適正な実施を図るため、その財務及び会計に関し、国土交通大臣の認可を受けて会計規程を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(会計規程) 第十九条 公団は、その事業の能率的な運営と予算の適正な実施を図るため、その財務及び会計に関し、国土交通大臣の認可を受けて会計規程を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>とるときは、借入れの日の二十日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 借入れを必要とする理由</li> <li>二 借入金の額</li> <li>三 借入先</li> <li>四 借入金の利率</li> <li>五 借入金の償還の方法及び期限</li> <li>六 利息の支払の方法</li> <li>七 その他必要な事項</li> </ol> <p>2 前項の規定は、公団が法第三十八条第二項ただし書の規定により借換えの認可を受けようとする場合に準用する。</p> <p>(重要な財産の範囲) 第二十四条 法第四十二条の国土交通省令で定める重要な財産は、法第二十九条第一項第一号の道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理並びに同項第二号の鉄道施設の建設及び管理に伴い譲渡し、又は交換する不動産以外の財産であつて、その取得価額が三千万円以上のものとする。</p> <p>(重要な財産の処分等の認可) 第二十五条 公団は、法第四十二条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 譲渡し、交換し、又は担保に供しようとする財産の内容及び価額</li> <li>二 譲渡し、交換し、又は担保に供しようとする理由</li> <li>三 相手方の氏名(法人にあつては、その名称)及び住所</li> <li>四 譲渡し、交換し、又は担保に供しようとする場合の条件</li> </ol> <p>(会計規程) 第二十六条 公団は、その事業の能率的な運営と予算の適正な実施を図るため、その財務及び会計に関し、国土交通大臣の認可を受けて会計規程を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>百二十四条ノ三第一項の一定期間の初日又は同項の一定の日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。</p>
--	--	--	---	---	---	--